

令和6年度広報アドバイザー業務基本仕様書

1 業務名

令和6年度広報アドバイザー業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 背景と目的

本市では、広報課の所管する媒体を用いた広報については、毎年度当初の「広報企画会議」で実施方針を全庁に周知し市政情報の発信を行っている。また、全庁職員を対象とした「戦略的広報に関する研修会」や「広報物担当者研修」を毎年実施し、各部署における計画的かつ効果的な市政情報の発信を目指してきた。

「暮らすなら広島 ―広島市で育ち、学び、働きたい―」と多くの人々に思われ、「選ばれまるまち」となるためには、戦略的な広報活動により本市の魅力を十分に周知し、市政に対する市民の理解を深める必要がある。本業務では、より一層「分かりやすい、伝わりやすい」情報発信を効果的に行うため、広報や宣伝の分野で高い専門性と豊富な実践経験を有する事業者からアドバイス等の支援を受けるものである。既存の広報活動を見直し、管理職はもとより職員一人一人の意識改革を促すことで、全庁的な情報発信力の強化を図る。

4 業務概要

- (1) 広報課の所管する各種広報媒体（別紙2）の概要を踏まえ、今後の本市の広報活動に役立てるための課題整理を行う。
- (2) 広報紙の制作や各所管課が担う情報発信について支援する。

5 委託業務の内容等

委託する業務の詳細については、以下のとおりとする。

(1) 戦略的な情報発信に向けた課題整理

広報課が所管する広報媒体の活用状況等について、現状把握及び課題整理を行う。各媒体の特性や役割、発信する内容や媒体に適したターゲット層との組み合わせ等を体系的に整理し、報告書を作成すること。なお、課題整理にかかる工程や手法は受託者が提案し、市と協議の上実施すること。

(2) 本市の広報活動に関する支援

ア 広報会議の参加（月1回程度）

広報紙「ひろしま市民と市政」の企画会議に対面またはオンラインで参加し、企画内容・構成・レイアウトなどの助言を行う。

イ 効果的な広報に関する提案（年2回程度）

本市が実施する事業やイベントなどの情報発信について、広報効果が最大化するよう、内容やターゲット等に応じた最適な方法を助言する。

ウ 広報研修会の実施（年1回程度）

管理職職員を対象とし、広報マインドを向上させるための意識改革を図る研修を企画し、研修資料を作成する。

- ・ 研修は事前録画した動画を配信する（動画配信サイト「広島市公式 Youtube チャンネル」にて職員向けに限定公開を想定）。
- ・ 時間は2～3時間で、年1回程度。講座の内容と日程は、市と協議の上決定する。
- ・ 受託者は、自治体における広報の専門的知識、経験を十分に有する講師を提案し、市と協議の上選定する。
- ・ 研修に使用する配布資料及びアンケートについて、市と協議の上作成すること。
- ・ 研修終了後に受講者のアンケート結果のまとめと分析を行う。

エ メール相談対応等（月10件程度）

広報紙（区内の内校等）、チラシ、お知らせ文、ウェブサイト、SNSによる情報発信等について、市職員からの個別相談を受け付け、助言を行う（成果物の制作は含まない。）。

6 業務履行要件

(1) 実施計画書の作成

ア 受注者は、業務履行開始に当たり、5(1)、5(2)ア及び5(2)ウについては、契約締結日から10日以内に実施計画書を作成し、本市の承認を得ること。

イ 実施計画書を変更する必要があるときは、本市の承認を得た上で変更し、変更後の実施計画書を提出すること。

(2) 議事録等の作成

ア 本市との打ち合わせ・協議を行う際には、協議事項を事前連絡すること。終了後には議事録を作成・提出し、本市の承認を得ること。

イ 打ち合わせ等において生じた検討課題については、議事録とは別に、課題管理表にまとめて作成・提出した上、課題の解決を実施し、本市の承認を得ること。

(3) 実施報告書の作成

受注者は、月ごとに実施報告書を作成し、事業実施月の翌月10日までに提出すること（ただし、年度末は3月31日までに提出すること。）。

7 業務履行体制

(1) 本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することができる体制を整備すること。業務統括者として、広報アドバイザーやコンサルティングに類する業務経験を有する者を配置するとともに、広報物制作全般にわたるデザイナー、コピーライター、プランナー、アートディレクターなどの経験を有する者を適正に配置すること。

(2) 業務従事者を明記した体制を示す書類を本市に提出し、業務従事者のうち1名を業務責任者として指名すること。なお、業務責任者を変更する場合は、あらかじめ連絡すること。

8 著作権等の取扱い

本契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は発注者である広島市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、市の事前の回答を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

9 その他

(1) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 再委託について

受託者は本業務を全て第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、発注者・受注者協議の上、決定する。